

平成26年度第5回教育研究評議会議事要旨

日時 平成26年9月19日（金）15時30分～17時05分
場所 大学本部2階大会議室
出席者 佛淵学長，瀨口理事，中島理事，岩本理事，宮崎理事，甲斐文化教育学部長，平地経済学部長，石橋工学系研究科長，渡邊農学部長，諸泉全学教育機構副機構長，富田附属図書館長，森田医学部附属病院長，早川総合分析実験センター長，都築評議員，畑山評議員，大田評議員，大島評議員
欠席者 藤本医学部長，萩原評議員
陪席者 増子評価室長

○ 前回議事要旨について

学長から，平成26年度第4回教育研究評議会議事要旨（案）を評議員に送付，確認したところ，加除・修正等の意見はなかったため，原案のとおり確定し，ホームページに掲載している旨，報告があった。

○ 審議事項

1. 大学機関別選択評価事項B及びCの受審について

岩本理事から，平成24年11月27日の中期目標・中期計画実施本部会議にて，大学機関別選択評価事項B及びCの受審方針が確認され，それに伴い，作業部会を設置し状況等を精査した。その結果，平成27年度については，選択評価事項Bは受審することとし，選択評価事項Cは受審しないこととしたいとの説明があり，審議の結果了承された。

2. 大学教員に年俸制を導入することに伴う就業規則の制定及び一部改正について

岩本理事から，年俸制導入検討部会にて検討を行ってきた旨の説明があり，次いで，人事課長から，国立大学法人佐賀大学年俸制教員給与規程の制定及びそれに伴う規則等の一部改正について説明があった。

評議員から，本学で公募されたポストに学内の教員が公募して選考された場合は，新たに採用された者として年俸制適用になるのか，また，年俸制適用の教員の評価について，部局等の長から学長への報告となっているが，評価区分の枠があるので，全員が推薦されるわけではないとの理解でよいのかとの意見があった。

岩本理事から，学内の教員が学内のポストに応募した場合，上位の職種に応募し，選考された場合は，昇任となるため対象とはならないこと，また，枠については，本学の財源との勘案もあり，一つの目安であるので，しばらくは，柔軟な対応とさせて頂きたい旨の発言があり，審議の結果了承された。

3. 職員の懲戒処分の基準に関する細則の一部改正について

岩本理事から，研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインの改正に伴い所要の改正を行うものとの説明があり，審議の結果了承された。

4. 学生の懲戒について

瀨口理事から，経済学部学生の経済学部の試験における不正行為に関する懲戒の案

件であり、審議いただきたい旨の発言があり、次いで、経済学部長から補足説明があり、審議の結果了承された。

5. 学生の懲戒について

瀬口理事から、理工学部学生の理工学部の試験における不正行為に関する懲戒の案件であり、審議いただきたい旨の発言があり、次いで、工学系研究科長から補足説明があり、審議の結果了承された。

6. 学生の懲戒について

瀬口理事から、農学部学生の農学部の試験における不正行為に関する懲戒の案件であり、審議いただきたい旨の発言があり、次いで、農学部長から補足説明があり、審議の結果了承された。

7. 佐賀大学全学教育機構規則の一部改正等(案)について

教務課長から、全学教育機構運営委員会の高率的な会議運営を図るため、運営委員会の付託を受け審議する代議員会を新たに設置するための規則改正である旨説明があった。

経済学部長から、代議員会で決定された情報が学部にフィードバックされなくなるのではないかと、また、会議の数が増えるのではないかと意見があった。

瀬口理事から、代議員会で決定した内容は、運営委員会に報告しなければならないとなっており、情報の分断化が起こらないように注意していきたい、また、代議員会で決定する内容については、ルーチン化された内容なので、簡潔に行ってほしい旨の発言があった。

農学部長から、代議員会については、重要な案件等協議するイメージがあり、ルーチン業務を審議するだけであれば、実務専門委員会等の名前をつけたほうがよいのではないかと意見があり、学長から、確かに規程上問題はないかもしれないが、従前からの代議員会の性格を考えると、再度検討したほうがよいのではないかと発言があり、再度検討することとなった。

8. 国立大学法人佐賀大学総合研究戦略会議規則の一部改正について

研究協力課長から、競争的資金対策室については、所期の目標は概ね達成しているため、さらに機能強化を図るべく、意思決定機能を総合戦略会議に一元化すること、また、リサーチ・アドミニストレーターを新たに配置することで、実務体制を強化したい旨の発言があり、審議の結果了承された。

9. 佐賀大学地域学歴史文化研究センター規則の一部改正について

研究協力課長から、佐賀の歴史文化に関する研究成果をさらに学生に還元できるよう全学教育機構の教員を運営委員会の構成員としたい旨発言があり、審議の結果了承された。

10. その他

特になし。

○ 報告事項

1. 平成27年度国立大学法人佐賀大学運営費交付金概算要求額（文部科学省）の概要について

財務課長から、文部科学省から財務省へ提出された内容について報告があり、次いで、施設課長から、文部科学省から財務省へ提出された施設整備について報告があった。

2. 平成27年度科学研究費助成事業―科研費―の公募に係る説明会の開催について

研究協力課長から、本件について、改正点を中心に説明会を行うのでぜひ出席頂きたい旨の発言があった。

3. 全学委員会等の審議状況報告について

瀬口理事から、平成26年度教職課程認定大学等実地視察についてご協力を賜りたい旨の発言があった。

4. その他

特になし。

○ 意見交換

・「第3期中期目標・中期計画に向けて」について

学長から、今回の意見交換では、―「第3期中期目標・中期計画に向けて」―をテーマとしてご意見をいただきたい旨の発言があった。

学長から、以下について説明があった。

法人化後、「中期目標・中期計画」の策定義務、国立大学協会における国立大学の機能強化、文部科学省の大学改革実行プラン、内閣総理大臣直属の私的諮問機関である教育再生実行会議といった教育行政の変化と共に国立大学は歩んできた。

特に教育再生実行会議の政策決定については、強力によりスピーディーに法案が成立し、施行の形となっている。

今後、教育再生実行会議において、「これからの時代に求められる能力を飛躍的に高めるための教育の革新」、「生涯現役・全員参加型社会の実現や地域創生のための教育の在り方」、「教育立国実現のための教育財源など教育行政の在り方」の3つの分科会が開催される。それに伴い、本学は第1期・第2期を振り返り、提言の方向性に沿って、改革を進めて行くことになる。

第3期以降に向けた課題と戦略について、今後、運営費交付金の削減が継続された場合、1期ごとに約3%の人件費、教育研究費、その他運営費等の削減が必要となってくる。そのため、大学設置基準上における専任教員の各学部の割合など基準値を超える学部で按分していく必要も出てくる。

以上を踏まえて、「Check & Assessment から」、「特色・強みを伸ばし、課題は解決」を念頭に中期目標・中期計画の策定し、着実な実績の積み重ねが地域に求められる大学を目指す必要がある。

なお、次回の意見交換は、現時点では未定であるとの発言があった。

以上